

# 生涯学習の講師の方へ

令和5年4月1日より

## 公民館を使用いただけるようになります

以下の場合に公民館をご使用いただけます。

- ①社会教育に関する目的で使用する。
- ②入場料や受講料等を徴収する場合、受講者一人当たりの金額は実費を除き、以下の金額までを目安としている。
  - ・継続的に開催する講座等  
：月額4,000円及び日額1,000円
  - ・臨時的に開催する発表会や講演会等：1回3,000円

※加古川市立公民館使用許可申請書と併せて公民館の使用に係る申告書を提出してください。  
※実費を超える場合は、加算料金が必要となります。
- ③商品やサービスの宣伝、試食、実演、販売行為を行わない。

### 受付開始日

サークルの立場で使用する場合：使用期日の属する月の2箇月前の1日  
講師の立場で使用する場合：使用期日の属する月の2箇月前の8日

※使用の可否のご連絡については、内容をお伺いしてから1週間程度、お時間をいただく場合がありますので、お早めに公民館へご相談ください。

※社内会議、採用試験、商品説明会や販売会等にはご使用いただけませんのでご了承ください。

加古川市教育委員会